

|                    |  |  |    |
|--------------------|--|--|----|
| 会議名<br>(審議会等名)     | 令和5年第2回小金井市農業委員会の会議  |  |    |
| 事務局<br>(担当課)       | 農業委員会事務局   |  |    |
| 開催日時               | 令和5年2月20日(月)<br>15:30~16:30                                    |  |    |
| 開催場所               | 小金井市役所第二庁舎801会議室   |  |    |
| 出席者                | 委員   | 高橋博、鴨下重雄、大久保勝盛、阪本啓一、鴨下輝秋、高橋金一、渡邊雅毅、大堀金義、 |    |
|                    | その他  |  |    |
|                    | 事務局  | 高橋事務局長、山崎係長、江平主任                         |    |
| 欠席者                | 岸野有次、高橋正弘、松嶋あおい、高杉隆行、井寺喜香、大澤一浩(新型コロナウイルス感染拡大防止のため人数を減らしての縮小開催) |  |    |
| 傍聴の可否              | 可・不可・一部不可  | 傍聴者数                                     | 0人 |
| 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由 | 個人情報保護による  |  |    |
| 会議次第               | 別紙のとおり   |  |    |
| 提出資料               | 別紙のとおり   |  |    |
| その他                | 別紙のとおり   |  |    |

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 議 長 | 会期は本日一日とさせていただきます。 |
|-----|--------------------|

4 会議録署名委員の指名

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 会議録の署名委員を指名します。<br>〔1 1 番〕渡邊雅毅委員、〔1 4 番〕大堀金義委員にお願いします。 |
|-----|--|

5 議案の審議

(1) 第 1 号議案

- ① 農地法第 3 条について  
(今回はありません。)

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条、第 5 条に基づく転用届出について

- ① 農地法第 4 条について

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 農地法第 4 条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。<br><br>〔3 件事務局説明〕 |
| 議 長 | この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。<br>無いようですので、次へ移ります。               |

- ② 農地法第 5 条について

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 農地法第 5 条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。<br><br>〔4 件事務局説明〕 |
| 議 長 | この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。<br>無いようですので、次へ移ります。               |

(3) 第 3 号議案 その他の事項について

- ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 議     | 長 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局より説明をお願いします。   |
|       |   | 〔事務局説明〕   |
| 議     | 長 | 事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。  |
| 事 務 局 |   | 報告いたします。こちらの農地は自宅の南側にあり、露地ではブロッコリー、ハクサイ、キャベツ、ネギなどの多品目の野菜とブルーベリー、ミカンなどの果樹を生産しております。<br>庭先販売をされており、肥培管理もよく証明することに問題ありません。       |
| 委 員   |   | 事務局の報告のとおりです。問題ありません。   |
| 議     | 長 | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。<br>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。  |
|       |   | 〔「異議なし」との声あり〕   |
| 議     | 長 | 異議なしと認め証明することといたします。  |
| 議     | 長 | 2件目について事務局より説明をお願いします。  |
|       |   | 〔事務局説明〕   |
| 議     | 長 | 事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。   |
| 事 務 局 |   | 報告します。自宅から少し離れた所に畑があり、コデマリやカシワバアジサイ、ブルーベリーなどの苗木の育苗とハウレンソウなどの野菜を生産されています。農地内に一部鉄塔があるため、そちらは納税猶予から外しています。肥培管理もよく証明することに問題ありません。 |
| 委 員   |   | 事務局の報告のとおりです。問題ありません。   |
| 議     | 長 | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。<br>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。  |
|       |   | 〔「異議なし」との声あり〕   |

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 議 長 | 異議なしと認め証明することといたします。 |
|-----|----------------------|

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局より説明をお願いします。   |
|       | 〔事務局説明〕  |
| 議 長   | 事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。  |
| 事 務 局 | 報告いたします。こちらの農地は野菜畑で、自家消費でカリフラワー、ブロッコリー、ノラボウ、ダイコンなどを生産しています。夏はキュウリ、ナス、トマトなどを生産し、これらから、スナップエンドウやキヌサヤを定植していくとのことでした。肥培管理も良く証明することに問題ありません。  |
| 委 員   | 事務局の報告のとおりです。問題ありません。  |
| 議 長   | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。<br>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。   |
|       | 〔「異議なし」との声あり〕  |
| 議 長   | 異議なしと認め証明することといたします。<br>2件目について事務局より説明をお願いします。   |
|       | 〔事務局説明〕  |
| 議 長   | 事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。  |
| 事 務 局 | 報告いたします。こちらの農地は、自宅の北側と南側、少し離れた所の3箇所になります。北側では、ブロッコリー、ハウレンソウ、南側ではダイコン、ハウレンソウ、コマツナ、少し離れた畑では、ハクサイ、ネギなどを多品目の野菜等を生産しております。<br>販売先は、JAと庭先販売になります。申請者が中心に営農されており、肥培管理もよく証明することに問題ありません。 |
| 委 員   | 事務局の報告のとおりです。問題ありません。  |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。<br>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。<br><br>〔「異議なし」との声あり〕 |
| 議 長 | 異議なしと認め証明することといたします。  |

③ 特定都市農地貸付について

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 特定都市農地貸付について事務局より説明をお願いします。<br><br>〔事務局説明〕   |
| 議 長   | 事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。  |
| 事 務 局 | 報告いたします。本件該当地は、平成31年5月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律等に基づく特定都市農地貸付けの承認を行い、4年間の賃貸借契約を締結し市民農園を開設しました。市内では最初にできた民間の市民農園です。今までは、全体を市民農園として区画割りをしておりましたが、北側の一部でブルーベリー狩り等ができるよう、市民農園を縮小した形での申請になります。<br>また、特定農地貸付要件としては、10アール未満の貸付けであること、相当数の者を対象として定型的な条件での貸付けであること、営利を目的としない栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと、市民農園開設者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市が協定を廃止する旨の条項等について記載した協定を、市民農園開設者、都市農地の所有者及び市の間で締結していること等があり、本申請に係る貸付規程及び協定書より、要件については満たしているものと考えます。<br>次に、承認にあたって現地調査で確認することは、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にあるかです。これは、該当地がまとまった農地を分断してしまうようなことがないかを確認することです。特段現地はそのような状態ではないことから、承認することに問題はありません。 |
| 委 員   | 事務局の報告のとおりです。問題ありません。  |
| 議 長   | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。<br>無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。   |

|   |   |                      |
|---|---|----------------------|
|   |   | 〔「異議なし」との声あり〕        |
| 議 | 長 | 異議なしと認め認定することといたします。 |

④ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について

|   |   |  |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について事務局より説明をお願いします。  |
|   |   | 〔事務局説明〕  |
| 議 | 長 | 事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。  |
| 事 | 務 | 局  |
|   |   | <p>「③特定都市農地貸付け」と同じ農地の別区画となります。申請者は、当該農地にてブルーベリーの鉢植え栽培を行い、栽培したブルーベリー及びその加工品の5割以上を申請農地等にて販売するとのことです。また、収穫体験やワークショップ等を適宜開催し、市内外における都市住民の交流促進を行う予定です。</p> <p>申請者は、年間200日耕作する予定とのことで、栽培に当たっては、東京農工大学の技術指導員にご協力いただきながら行っていくとのことです。その他、臨時雇用の労働力として同大学の学生を予定しているとのことで、当該農地を借り受けた際は、適切に肥培管理されるものと思われま</p> <p>次に、都市農地貸借円滑化法においては、農地所有者は、1割以上従事することとなっていることから、年間40日以上農地の見回り、周辺からの苦情の相談の対応等を行うとのことです。</p> <p>以上により、本事業計画を決定して問題ないものと考えております。</p> |
| 委 | 員 | 事務局の報告のとおりです。問題ありません。  |
| 議 | 長 | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。   |
|   |   | 〔「異議なし」との声あり〕  |
| 議 | 長 | 異議なしと認め認定することといたします。<br>2件目について事務局より説明をお願いします。   |
|   |   | 〔事務局説明〕  |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。  |
| 事 務 局 | <p>申請者は小金井市長です。市の公民館が実施する体験型農園事業講座を実施するための申請となります。同事業は、毎年受講者を募集し、年間を通じて土起こしから収穫までを体験するものです。</p> <p>今までは、農地法第3条に基づく貸借契約を行っていた別の農地にて実施していましたが、同農地の貸借ができなくなったことから、本件該当地に場所を移しての実施を予定しております。今までも事業を行ってきた実績があることから、当該農地を借り受けた際にも適切に肥培管理されるものと考えております。</p> <p>次に、都市農地貸借円滑化法においては、農地所有者は、1割以上従事することとなっていることから、年間40日以上農地の見回り、周辺からの苦情の相談の対応等を行うとのことです。</p> <p>以上により、本事業計画を決定して問題ないものと考えております。</p> |
| 委 員   | 事務局の報告のとおりです。問題ありません。  |
| 議 長   | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。   |
|       | 〔「異議なし」との声あり〕  |
| 議 長   | 異議なしと認め認定することといたします。   |

## 6 協議事項

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 協議事項について事務局より説明をお願いします。                              |
|       | 〔(1)令和5年度小金井市農業委員会活動指針の策定について〕                       |
| 事 務 局 | 令和5年度の農業委員会の活動指針案です。ご意見等がありましたら事務局までご連絡ください。         |
| 議 長   | この件につきましてご意見ご質問ございませんか。無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 |
| 議 長   | 異議ないようですので説明のとおりに進めてください。                            |
| 議 長   | その他ご質問等ございますか。無いようでしたら次へ移ります。                        |

## 7 報告事項

|   |   |                                |
|---|---|--------------------------------|
| 議 | 長 | 報告事項について事務局より説明をお願いします。        |
|   |   | 〔(1)支部別座談会の開催結果について〕           |
| 議 | 長 | ご質問等ございますか。<br>無いようでしたら次へ移ります。 |

#### 8 その他

|   |   |   |
|---|---|---|
| 議 | 長 | その他についてなにかございますか。<br><br>無いようでしたら、これで令和5年第2回農業委員会の会議を終了させていただきます。 |
|---|---|---|



## 令和5年第2回小金井市農業委員会の会議次第

日 時 令和5年2月20日(月)

午後3時30分 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会期の決定

### 4 会議録署名委員の指名

### 5 議案の審議

#### (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

① 農地法第3条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

#### (2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について

① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件

② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件

#### (3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・・ 2件

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について・・・・ 3件

③ 特定都市農地貸付について・・・・・・・・・・・・ 1件

④ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の  
決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件

### 6 協議事項

#### (1) 令和5年度小金井市農業委員会活動指針の策定について

### 7 報告事項

#### (1) 支部別座談会の開催結果について

### 8 その他

### 9 閉 会